

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に
関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探
索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定に
より、公告する。

令和 5 年 12 月 15 日

長野地方法務局松本支局 登記官 山崎 憲一

記

- 1 手続番号
第 1004-2023-0040 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松本市大字入山辺字海岸寺 1953 番口